

豊川市NPO法人

運営支援補助金

NPO法人が、安定した運営ができるよう支援します！！



豊川市では、「とよかわ市民協働基本方針」に基づき、市民協働によるまちづくりを推進しています。

そこで、新たな公共的サービスの担い手として活躍している「NPO法人」が安定的、継続的に運営ができるよう、NPO法人の運営費の一部を補助するものです。

申請手続き

申請手続きは、「豊川市NPO法人運営支援補助金交付申請書」に、下記書類を添えて市民協働国際課へ提出してください。

- (1) 法人税申告書及び法人市民税申告書の写し
- (2) 前事業年度分の法人市民税の納付済み証を証する書類の写し
- (3) 事業報告書及び決算書
- (4) 同意書兼市税滞納情報照会書

※申請書は、市民協働国際課のホームページからダウンロードできます

補助対象団体

補助対象団体は、次の要件を全て満たす、収益事業を行っているNPO法人です。

- (1) 主たる事務所が豊川市内に置かれているNPO法人のうち、とよかわボランティア・市民活動センターへ登録している法人
- (2) 前事業年度の収益事業に係る益金の額が損金の額を超えない法人
- (3) 法人税額が0円であり、法人市民税均等割のみが課税され納付した法人
- (4) 豊川市が実施する「NPO法人の法人市民税均等割の減免」に該当しない法人
- (5) 市税等の滞納がない法人

補助金額

補助金額は、本市に納付された前事業年度分の「法人市民税均等割の金額」と同額となります。

・納付が遅れたことにより発生する利息分については対象となりません。

詳しくは下記までお問い合わせください

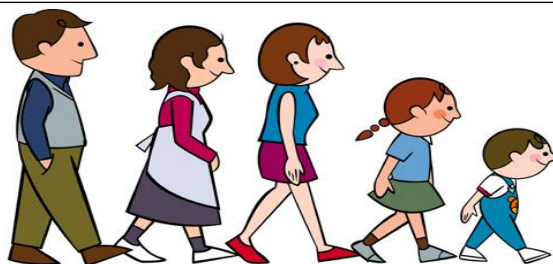
豊川市市民部市民協働国際課 市民協働係

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2165 FAX0533-89-2125

E-mail : kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp

URL : <http://www.city.toyokawa.lg.jp>



裏面のフローチャートをご利用ください！

NPO法人運営支援補助金制度対象団体確認表

